

豊明市こども計画策定委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

豊明市こども計画策定委託業務に係る公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)は、豊明市(以下「市」という。)が受託者に委託する「豊明市こども計画策定業務」(以下「本業務」という。)について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、本業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名 豊明市こども計画策定委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 費用の上限 7,810千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この上限額を超える提案は、提案内容に係わらず無効とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度の豊明市入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該委託業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、国又は、愛知県内の地方公共団体において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 愛知県内において過去5年間(令和2年度～令和6年度)に、地方公共団体発注の市町村こども計画または子ども・子育て支援事業計画策定に係る業務の履行実績があること。
- (4) 当該委託業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本業務を遂行するにあたり、市町村こども計画または子ども・子育て支援事業計画策定業務の実務経験を有する者を配置すること。

4. スケジュール

	日程	項目
申込	1月 19 日(月)	プロポーザルの公募開始(市 HP にて) 質問受付開始
	1月 30 日(金)	質問締め切り期限(午後 5 時まで)
	2月 4 日(水)	質問と回答の公表(市 HP にて)
	2月 13 日(金)	企画提案書提出期限(午後 5 時まで)
審査	2月 17 日(火)	一次審査(書類審査)
	2月 18 日(水)	二次審査参加資格の通知(電子メールにて)
	2月 24 日(火)	補足資料提出期限(午後5時まで到着分) プレゼン備品の確認
	2月 26 日(木)	二次審査(プレゼンテーション 午前予定)
	3月 2 日(月)	審査結果の通知(電子メールにて) 審査結果の公表(市HPにて)
	4月 1 日(水)	候補者と契約手続き

5. 公募に対する質問

当該委託業務に関して、質問がある場合は、以下の方法により提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 1 月 30 日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

あいち豊明市電子申請・届出システムにアクセスし、必要事項(事業所名、担当者名等)及び質問内容を入力すること。

なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。

あいち豊明市電子申請・届出システム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/surveys/7547136124310473439>



(3) 回答方法

質問者の事業所名等を伏せた上で、令和 8 年 2 月 4 日(水)までに市ホームページ(子育て支援課内)にて公表する。

6. 企画提案書等の提出方法

(1) 受付期間

令和 8 年 1 月 19 日(月)から令和 8 年 2 月 13 日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	備考
1	参加申込書	A4	
2	業務経歴書	A4	
3	配置予定体制調書	A4	
任意	企画提案書	A4	<ul style="list-style-type: none"> ・審査項目について必ず提案を行うこと。 ・A4判で15頁以内とする。 ※A3判はA4の2ページ分とする。 ・市ホームページで公開します。
任意	市ホームページ公表用企画提案書	A4	<ul style="list-style-type: none"> ・上記提案書のうち、一部、非公開情報がある場合は作成すること。
任意	子ども向け概要版の計画見本(抜粋)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体で策定済みの計画書(こども計画または子ども・子育て支援事業計画)から、レイアウトやデザインのイメージが分かるページを一部抜粋すること。 ※企画提案書に基づいて、提案したいイメージがある場合は、ページを追加することも可とする。
任意	業務工程表	A3	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの分担を明示すること。
任意	見積書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・積算の内訳を記載すること。

※ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

※ 任意様式については、文字の大きさや説明に図面等用いて分かりやすい表現に努めること。

(3) 提出方法

あいち豊明市電子申請・届出システムにアクセスし、必要事項の入力及び(2)で示した書類を添付すること。(押印不要)

あいち豊明市電子申請・届出システム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-procedure/29>

93218014756618305



7.一次審査(書類審査)

参加資格者から期限までに適正に提出された提案が3社を超える場合は、別紙審査実施要領により審査員(4名)の書類審査を行い、上位3社程度を選考する。

8.二次審査(プレゼンテーション)

一次審査で選考された事業者による、審査員(7名)へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を契約候補者とする。

- (1)日 時 2月26日(木)午前(詳細は別途通知する)
- (2)出席者 3名以内 管理責任者は必ず出席のこと
- (3)実施方法 プrezentation 20分以内 質疑応答10分以内
- (4)使用備品 プrezentationの際に、スクリーン及びプロジェクターは、市で用意するが、それ以外の備品は、2月24日(火)までに相談のうえ各自で用意すること。

- (5)補足資料 一次審査用資料を活用するための補完する資料につき、追加資料を認める。
【提出期限 2月24日(火)午後5時まで】
※ A4判5枚以内、電子メールでの提出とする。

9.問合せ先(担当課)

豊明市 健康福祉部 子育て支援課 児童係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL:0562-85-3950(直通) E-Mail:koshien@city.toyoake.lg.jp